

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分に配分する。

漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

配分の変更について、あらかじめ筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分した場合は、変更後に開催される筑前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会については、漁獲可能量を設定または変更したときは、設定または変更後に開催される各海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。